

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第105期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）

【会社名】 関東電化工業株式会社

【英訳名】 KANTO DENKA KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 史朗

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上日動ビルディング新館

【電話番号】 東京(3216)4561（代表）

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 高田 俊一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上日動ビルディング新館

【電話番号】 東京(3216)4561（代表）

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 高田 俊一

【縦覧に供する場所】 関東電化工業株式会社大阪支店
（大阪市北区堂島一丁目1番25号新山本ビル）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第104期 第3四半期連結 累計期間	第105期 第3四半期連結 累計期間	第104期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	30,014	26,582	40,304
経常利益(百万円)	2,675	342	3,608
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 () (百万円)	1,320	92	1,666
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,095	477	1,456
純資産額(百万円)	19,206	18,735	19,567
総資産額(百万円)	54,896	53,830	53,799
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額()(円)	22.96	1.61	28.97
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	33.7	33.4	35.0

回次	第104期 第3四半期連結 会計期間	第105期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()(円)	10.89	3.39

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 いません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第105期第3四半期連結累計期間は、1
 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第104期第3四半期連結累計期間及び第
 104期は、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第104期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」
 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容
 について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により影響を受けたサプライチェーンの復旧とともに企業の生産活動に持ち直しの動きが見られたものの、歴史的な円高やデフレの継続、欧州の政府債務危機による世界的な景気減速懸念等、先行き不透明な状況のまま推移いたしました。

このようななか、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、基礎化学品事業部門が、販売数量の減少や一部製品の撤退等により減収となったことに加え、精密化学品事業部門が、販売数量の減少と販売価格の低下により減収となったため、265億82百万円と前年同期に比べ34億31百万円、11.4%の減少となりました。損益につきましては、経常利益3億42百万円と前年同期に比べ23億33百万円、87.2%の減少となりました。最終損益は、四半期純損失92百万円となりました（前年同期は、四半期純利益13億20百万円）。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

基礎化学品事業部門

か性ソーダは、販売価格の低下により、前年同期に比べ減収となりました。塩酸は、販売数量の減少により、前年同期に比べ減収となりました。

塩素系有機製品につきましては、トリクロールエチレンは、価格修正効果はあったものの販売数量の減少により、前年同期に比べ減収となりました。パークロールエチレンは、販売数量は減少したものの価格修正効果により、前年同期に比べ増収となりました。その他有機製品につきましては、シクロヘキサンは、販売終了による販売数量の減少により、シクロヘキサノンも、販売数量の減少により、前年同期に比べ減収となりました。

以上の結果、基礎化学品事業部門の売上高は、52億52百万円となり、前年同期に比べ6億19百万円、10.5%の減少となりました。営業損益につきましては、営業利益1億93百万円となり、前年同期に比べ2億90百万円、60.0%の減少となりました。

精密化学品事業部門

半導体・液晶用特殊ガス類につきましては、三フッ化窒素は、需要の減少に伴い、前年同期に比べ減収となりました。六フッ化タンゲステンは、販売数量が増加したものの販売価格が低下し、前年同期に比べ減収となりました。四フッ化炭素は、価格修正効果により、前年同期に比べ増収となりました。

電池材料の六フッ化リン酸リチウムおよび電池の添加剤のフルオロエチレンカーボネートは、販売数量が増加したものの販売価格が低下し、前年同期に比べ減収となりました。

以上の結果、精密化学品事業部門の売上高は、164億37百万円となり、前年同期に比べ28億92百万円、15.0%の減少となりました。営業損益につきましては、営業損失2億58百万円となりました（前年同期は営業利益21億63百万円）。

鉄系事業部門

複写機・プリンターの現像剤用であるキャリアーは、前年同期並となりました。鉄酸化物は、着色剤の販売数量の増加により、前年同期に比べ増収となりました。

以上の結果、鉄系事業部門の売上高は、19億58百万円となり、前年同期に比べ6百万円、0.3%の増加となりました。営業損益につきましては、営業利益2億35百万円となり、前年同期並となりました。

商事事業部門

商事事業につきましては、化学工業製品の販売減少により、前年同期に比べ減収となりました。

以上の結果、商事事業部門の売上高は、14億46百万円となり、前年同期に比べ1億18百万円、7.6%の減少となりました。営業損益につきましては、営業利益1億44百万円となり、前年同期に比べ1億15百万円、391.4%の増加となりました。

設備事業部門

化学設備プラントおよび一般産業用プラント建設の売上高は、前年同期に比べ増収となりました。

以上の結果、設備事業部門の売上高は、14億87百万円となり、前年同期に比べ1億91百万円、14.7%の増収となりました。営業損益につきましては、営業利益1億16百万円となり、前年同期に比べ1億03百万円、786.1%の増加となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および連結子会社)の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についての基本方針(概要)

(以下「本基本方針」といいます。)

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認めております。従いまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」を誰にするかは、最終的には株主の皆様のご意向が反映されるべきものと考えており、当社株券等の大規模買付行為につきましても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分なものでない限り、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者のなかには、当社取締役会や株主に対して、当該大規模買付者が「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」として適切か否かを判断するための十分な情報や時間を提供しない者もないとはいえません。また、大規模買付行為の目的等から見て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすものや、株主に対して当社株券等の売却を事実上強要するもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分な者もないとはいえません。

以上より、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当社が設定し事前に開示する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って、当該買付行為を開始するよう要請しております。

本基本方針の実現に資するための企業価値向上の取組み(概要)

当社は、経営方針として、「会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。」ことを掲げております。つまり、当社は、「企業価値を高めるとともに豊かな社会づくりに貢献する」ことを企業目標にしており、この実現のために、株主、地域社会、ユーザー、従業員等のステークホルダーの皆様と良好な関係を築くことに取り組んでおります。

また、当社の企業価値の源泉は、地道な研究活動から生み出される「当社独自の技術」であり、その土台は、「人を大切に作る企業風土」と「まじめで誠実な従業員」と考えております。一方、昭和13年の会社設立以来、電解等の専門技術やノウハウ、とりわけ、高純度のフッ素を効率よく大量に発生させるフッ酸電解技術、および、電池材料、液晶材料、医薬品等幅広い応用分野を持つフッ素関連技術についての知識を蓄積し、今日に至っております。今後も、人材力を高めつつ、蓄積された専門技術等を活かして「当社独自の技術」を生み出し続け、企業価値を高めるとともに豊かな社会づくりに貢献してまいりたいと考えております。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(概要)

当社は、本基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目的として、平成21年6月26日開催の株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」といいます。)を決定し、そのなかで「大規模買付ルール」を定めております。その骨子は、ア．当社は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、イ．当社取締役会のための一定の評価期間を確保した上で、ウ．当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大規模買付者との交渉を行い、エ．当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて原則として株主の皆様意思を確認するための株主総会等を開催する手続を定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、ア．からエ．の手続が完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくこ

とを要請する、というものです。

(注) なお、本対応方針の詳細については、当社ホームページ

<http://www.kantodenka.co.jp/06ir/fr2009/baisyuboue/20090515.pdf>をご参照ください。

本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、および当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

ア．本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を、原則として株主総会等において直接的に確認した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分なものと当社取締役会が判断した場合、原則として当社株主総会等における株主の皆様のご判断に基づいて、かかる大規模買付者に対して対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであります。

イ．本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大規模買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであります。

ウ．本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針に従って行われます。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合には、原則として、株主総会等を開催して株主の判断を仰ぐこととしており、例外的に取締役会決議限りで判断を行う場合その他本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発活動の金額は、7億88百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,546,050	57,546,050	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準になる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	57,546,050	57,546,050		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	57,546	-	2,877	-	1,524

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,480,000	57,480	-
単元未満株式	普通株式 50,050	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	57,546,050	-	-
総株主の議決権	-	57,480	-

(注) 単元未満株式には当社所有の自己株式893株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 関東電化工業株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目2番1号	16,000	-	16,000	0.03
計	-	16,000	-	16,000	0.03

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,633	6,655
受取手形及び売掛金	11,029	9,658
有価証券	-	1,499
商品及び製品	1,805	2,214
仕掛品	2,208	2,775
原材料及び貯蔵品	1,301	1,784
その他	887	1,234
貸倒引当金	15	14
流動資産合計	25,850	25,808
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,980	6,925
機械装置及び運搬具(純額)	7,564	7,022
その他(純額)	6,530	7,710
有形固定資産合計	21,076	21,659
無形固定資産	367	286
投資その他の資産		
投資有価証券	4,562	3,998
その他	1,956	2,093
貸倒引当金	12	15
投資その他の資産合計	6,506	6,077
固定資産合計	27,949	28,022
資産合計	53,799	53,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,424	3 6,293
短期借入金	6,935	6,942
1年内返済予定の長期借入金	5,260	4,826
未払法人税等	1,120	90
その他	3,297	3 3,288
流動負債合計	22,037	21,441
固定負債		
長期借入金	9,278	10,985
退職給付引当金	2,008	1,958
役員退職慰労引当金	92	93
環境対策引当金	21	19
その他	793	595
固定負債合計	12,194	13,653
負債合計	34,232	35,095
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,877	2,877
資本剰余金	1,614	1,614
利益剰余金	14,411	13,973
自己株式	8	8
株主資本合計	18,895	18,457
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	431	144
為替換算調整勘定	497	635
その他の包括利益累計額合計	66	491
少数株主持分	737	769
純資産合計	19,567	18,735
負債純資産合計	53,799	53,830

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	30,014	26,582
売上原価	22,264	21,440
売上総利益	7,750	5,142
販売費及び一般管理費	4,779	4,702
営業利益	2,971	439
営業外収益		
受取利息	7	5
受取配当金	94	104
その他	179	142
営業外収益合計	280	252
営業外費用		
支払利息	320	241
為替差損	198	64
その他	57	44
営業外費用合計	576	350
経常利益	2,675	342
特別利益		
固定資産受贈益	-	64
特別利益合計	-	64
特別損失		
固定資産除却損	67	140
投資有価証券評価損	114	69
環境対策引当金繰入額	22	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	89	-
特別損失合計	294	210
税金等調整前四半期純利益	2,380	196
法人税等	1,028	219
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	1,352	22
少数株主利益	31	69
四半期純利益又は四半期純損失()	1,320	92

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,352	22
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	152	304
為替換算調整勘定	104	150
その他の包括利益合計	256	454
四半期包括利益	1,095	477
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,070	517
少数株主に係る四半期包括利益	25	40

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。但し、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によって計算しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更)	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は150百万円減少し、法人税等は148百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 受取手形割引高 14百万円	1 受取手形割引高 10百万円
2 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 171百万円	2 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 188百万円
3	3 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当第3四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 受取手形 43百万円 支払手形 175百万円 設備関係支払手形 41百万円 (流動負債その他)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 3,819百万円	減価償却費 3,570百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月27日 取締役会	普通株式	172	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	172	3	平成22年9月30日	平成22年12月8日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 取締役会	普通株式	172	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	172	3	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント						調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	基礎化学品 事業 (百万円)	精密化学品 事業 (百万円)	鉄系事業 (百万円)	商事事業 (百万円)	設備事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	5,871	19,329	1,951	1,565	1,296	30,014	-	30,014
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	720	209	58	3,038	957	4,984	4,984	-
計	6,592	19,538	2,010	4,603	2,253	34,998	4,984	30,014
セグメント利益	483	2,163	235	29	13	2,924	46	2,971

(注) 1. セグメント利益の調整額46百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント						調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	基礎化学品 事業 (百万円)	精密化学品 事業 (百万円)	鉄系事業 (百万円)	商事事業 (百万円)	設備事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	5,252	16,437	1,958	1,446	1,487	26,582	-	26,582
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	708	198	43	3,241	1,465	5,657	5,657	-
計	5,961	16,635	2,001	4,688	2,952	32,240	5,657	26,582
セグメント利益又 は損失()	193	258	235	144	116	432	7	439

(注) 1. セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	22円96銭	1円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	1,320	92
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	1,320	92
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,530	57,529

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期連結累計期間は、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、前第3四半期連結累計期間は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額.....1億72百万円

(2) 1株当たりの金額.....3円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月9日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 伸 啓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小此木 雅博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている関東電化工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、関東電化工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。